

別記3

勤務環境改善医師派遣等推進事業

1 目的

特定労務管理対象機関の指定を受けている医療機関へ医師派遣を行う医療機関に助成することで、地域医療提供体制の確保を図る。

2 対象事業

(1)に掲げる医療機関のうち、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている派遣受入医療機関を対象に行う(2)の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

(派遣受入医療機関)

「4 交付要件(2)の条件」を満たす医療機関

(派遣医療機関)

上記の要件を満たす派遣受入医療機関に非常勤医師を派遣する医療機関。

ただし、派遣受入医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に記載されている対象医師の所属する診療科への医師派遣かつ、前年度よりも増加した医師派遣に限る。

(2) 対象事業

派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を推進する事業。なお、対象事業は地域医療対策協議会の承認が得られたものに限る。

ただし、同一法人間の医師派遣は対象外とする。

3 補助対象経費

「2(2)対象事業」に要する以下の経費に対して補助を行う。

派遣医療機関における直近の決算数値を基に以下の式により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に、派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額

$$\left(\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費(医療職)} + \text{材料費} + \text{その他の経費}) \right) \div \text{医師数(常勤+非常勤)} \times 1 \div 12 \times (\text{実際の派遣勤務日数} \div \text{派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数})$$

4 交付要件

次の（１）～（２）のいずれをも満たすこと。

- （１） 派遣医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に派遣受入医療機関の確認を得ること。
- （２） 派遣受入療機関においては、次のいずれをも満たすこと。
 - ① 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
 - ② 特定労務管理対象機関の指定（または指定を受ける予定の）医療機関であること。未指定の医療機関の場合は医療機関勤務環境評価センターの評価を受審済みであること。

5 算定方法等

- （１） 派遣医師 1 人当たり基準単価を 1,250 千円とし、以下の式により算出される額を基準額とする。
$$1,250 \text{ 千円} \times \text{派遣月数} \times (\text{実際の派遣勤務日数} / \text{派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数})$$
- （２） （１）の基準額と 3 の経費とを比較して少ない方の額を選定する。
- （３） （２）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- （４） （３）の補助基本額に補助率 3/4 を乗じて得た額を交付額とする。（算定された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）